

令和7年9月19日

職員各位

市長

令和8年度予算編成方針（通知）

本市の財政は、全国的な賃金上昇による個人住民税の伸びのほか、物価高騰に対応するための普通交付税の単位費用の引き上げをはじめとする依存財源に頼りながら一般財源を確保しているものの、人件費をはじめ、地理的要因による施設やインフラの維持など経常経費の増加はとどまることなく、人口減少が進む中、将来的な財政状況の見通しは厳しいものとなっている。さらに、普通建設事業においても、経費の増加は避けられず、有利な財源であった合併特例事業債の発行が終了するなど、さらなる事業の取捨選択が迫られている。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」においては、物価上昇を上回る賃金上昇、投資拡大をはじめ、防災・減災対策の取組や老朽インフラの適切な管理といった安全・安心の確保など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることとしており、市としても、国と同様に、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を進めるとともに、地域の課題解決に向け、DXやGXの取組についても継続して進めていく必要がある。

令和4年度から始動した「第2次宍粟市総合計画後期基本計画」は令和8年度が最終年度となり、この間、最重要課題である人口減少対策や、森林資源を生かした特色あるまちづくりに取り組んできた。これらの取組を「第3次宍粟市総合計画前期基本計画」に繋げるため、少子高齢化や過疎化の地域社会と向き合い、引き続き、新病院整備をはじめとする地域医療体制の充実、子育て・教育環境の充実、さらには、地域が誇る豊かな自然環境を育て生かしながら、市民が学んできた知識、技術、経験、誇りを次代に継承する地域づくりを進めていく。あわせて、健全で持続可能な行財政運営を続けていくため、行政改革大綱に掲げる取組を進めながらも、誰もが住んでよかった、住み続けたいと思える“まちづくり”への責任を果たしていく。

以上を、令和8年度の予算編成方針とする。

予算編成の基本的事項

(1) 全体事項

- ア 令和7年度に引き続き、経常経費の増大が見込まれることから、各部局において内容を十分に精査した上で要求すること。
- イ 年度内に予測される全ての収入・支出を漏れなく計上した通年予算とし、制度改正、災害等による緊急かつやむを得ないもの以外は、原則として、予算の補正は行わない方針であること。

(2) 歳入に関する事項

- ア 国・県補助金や地方財政措置の動向には十分留意し、情報収集に努めること。
- イ 基金は、設置目的に合致する事業に計画的に活用すること。
- ウ 市債は、将来負担を考慮した適切な発行額とし、償還額を上回らない範囲とすること。
- エ 歳入確保対策として、他団体などを参考にした既存の手法・制度の見直しや、国・県補助制度の活用など、新たな財源の確保に努めること。

(3) 歳出に関する事項

- ア 決算において多額の不用額が出ている事業があることから、前年度決算額、予算執行率を適正に反映して、過大な要求にならないよう必要額を精査すること。
- イ 経常的な内部事務経費については、徹底的な合理化と抜本的な事務事業の見直しにより、一層の削減を図るとともに、適正な価格となるよう根拠を明確にすること。
- ウ 事業経費については、中長期的な視野に立ち、公費投入の必要がある分野・事業を的確に見極めるとともに、既存事業の優先順位を再確認し、事業規模を検討の上、計画的かつ効率的な事業実施となるよう適正化を図ること。
- エ 新規・拡充事業については、当初の事業目的・効果を達成している既存事業の廃止・縮小などの見直しを進めるとともに、特定財源の活用など財源の見通しを確実に立てること。
- オ 「宍粟市木育推進方針」のめざす将来像や、「宍粟市風景ビジョン」に掲げる風景づくりを意識し、地域資源の活用、特に、木材利用の促進や普及啓発につながる事業を積極的に提案すること。